

2021年7月12日

各位

インターナショナルエクスプレス株式会社
代表取締役社長 原 学

行政処分に関するお知らせ

今般、弊社は、東京、名古屋、大阪、門司の各税関から行政処分を受けましたので、下記の通りご報告いたします。

各税関からこのような処分を受けるに至ったことを深く反省するとともに、お客様をはじめ関係各位に多大なご迷惑とご心配をお掛けするに至ったことを衷心よりお詫び申し上げます。

このうえは、今回の処分を厳粛に受け止め、改めて業務過程を細部まで見直し、社内におけるコンプライアンスの徹底を図る所存であります。

引き続き、変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますよう御願ひ申し上げます。

記

1 処分を受けるに至った経緯

令和2年6月の社内調査で、平成31年4月に関税法に抵触する輸入通関手続が1件発覚し、これを自主的に通報したところ、令和3年4月に東京税関長から通告処分がなされ、これを受けてさらに今回の処分がなされることとなった。

2 処分の内容

保税蔵置場における外国貨物及び輸出しようとする貨物の搬入停止

- ・期間：令和3年7月19日から令和3年8月22日まで（35日間）
- ・範囲：弊社全保税蔵置場（全国8カ所）

3 今後の対応

コンプライアンスが末端まで徹底していなかったことが問題の根本にあるとの認識に基づき、以下の施策を実行し、コンプライアンスの徹底を期する。

- ・業務手順書の見直しと現場への徹底
- ・社内相談・通報制度の充実
- ・監査の徹底 等

以上